

多治見都市計画第一種市街地再開発事業の変更(多治見市決定)

都市計画多治見駅南地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名称		多治見駅南地区第一種市街地再開発事業						
面積		約2.0ha						
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称		幅員	延長	備考	
		幹線道路	都市計画道路3・6・13号 多治見大畑線 (駅前広場)		—	—	駅前広場面積 約1,600㎡	
		区画道路	市道211900線		6.3~9.5m	約90m		
			市道211903線		2.8~6.5m	約180m		
	新設市道		6.5~9.5m	約50m				
	公園及び緑地	名称	種別	面積	備考			
		—						
		—						
	下水道	公共下水道整備済み						
	その他の公共施設	—						
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	(参考)高度利用地区の制限内容	備考
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合			
	街区全体	約9,500㎡	約51,800㎡ (約36,700㎡)	約6/10	約23/10	商業施設 事務施設 宿泊施設 住宅 駐車場 ※従属用途 自転車等駐車場	容積率の最高限度 50/10 容積率の最低限度 20/10 建ぺい率の最高限度 8/10 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10を加えた値とする。 建築面積の最低限度 200㎡ 壁面の位置の制限 建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の制限を越えて建築してはならない(地盤面より4m未満の部分に限る)。	
備建築敷地の計	街区番号	建築敷地面積		整備計画				
	街区全体	約16,100㎡		幹線道路及び区画道路境界より2mの壁面の位置の制限を設けることにより、安全で快適な歩行者空間を確保する。 また、建築敷地内に施設建築物と多治見駅南駅前広場のペDESTリアンデッキを結ぶ歩行者専用通路を設け、歩行者の安全性、利便性、快適性を確保する。				
設住標の宅目建	戸数	備考						
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」								
[理由]	建築物の整備に関わる計画において、定住人口と交流人口の増加に資する施設に加えて、交流人口が滞在可能な施設を取り入れたため、主要用途等の都市計画の変更を行うもの。							